

	担当グループ	サービス種別	項 目	質 問	回 答
1	施設グループ	訪問看護	⑦実地指導の指摘事項について	新型コロナウイルスの臨時的な人員の措置について一時的に換算数を割っても問題ないのか。	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月17日）」で示されているとおり、柔軟な対応が可能です。柔軟な対応として処理した場合は、やむを得ない理由がわかる記録等を残してください。
2	施設グループ	居宅介護支援	⑦実地指導の指摘事項について	内容を省略して説明するのではなく、例題を加えてより詳しく説明して欲しい。人により解釈に相違があるので。	ご意見ありがとうございます。今後の参考にいたします。
3	施設グループ	通所介護	⑥業務継続計画（感染症）	有料老人ホームとデイサービスを併設していますが、自然災害を含め、感染症と4パターンの作成が必要ですか？	自然災害と感染症は、別途作成してください。また、同一建物等併設施設において複数サービス分の計画を一体的に作成することは可能だと思います。 ただ、日中と夜間においては利用者・職員数・提供サービスの違いがあることにはご注意ください。
4	給付グループ	居宅介護支援	②事故報告関係、実地指導・文書点検等における指摘事項	資料P33 の「前6か月間に作成したケアプランにおける・・・利用割合・・・」の”前6か月”とは「前期」「後期」の期間（特定事業所集中減算の算定期間に同じ）でよかったですね？ 一応確認まで・・・	貴見のとおりです。 老企第22号 平成11年7月29日「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」第2の3（2）を参照ください。
5	給付グループ	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設除く）	②事故報告関係、実地指導・文書点検等における指摘事項	施設内コロナ発生時は感染症として事故報告が必要なのか？	「那覇市介護保険事業者における 事故報告取扱要領」の3の（3）ア～ウに該当する状況にある時は、報告書の提出が必要です。 新型コロナウイルスの発生時においては、クラスター発生等により職員の負担もあるかと思いますので、電話等による口頭での報告でも構いません。

6	給付グループ	通所介護	②事故報告関係、実地指導・文書点検等における指摘事項	他の事業所などの実際の記載例なども見てみたいです。	事故報告書の記載例については、市公式ホームページに掲載できるよう検討いたします。 実地指導・文書点検等については、個別に対応しますので給付グループあてご連絡ください。
7	施設グループ	居宅介護支援	⑥業務継続計画（感染症）	業務の傍ら少しづつ始めていきたいと思います。	平時においてもご多忙のところですが、それぞれの事業所に合った計画となるよう、できることから取り組んでいただければと思います。
8	施設グループ	居宅介護支援	⑥業務継続計画（感染症）	業務継続計画のについて、訪問系・施設系として説明や研修は多くありますが、居宅介護支援として資料を参考に作成するにあたり、記載されている内容のほとんどを変更する必要があります。那覇市の取り組みとして、居宅介護支援向けに説明や研修などの検討はありますか？	居宅介護支援においては、デイサービス等停止時の代替サービス検討などが想定されるかと思われます。その際に確認が必要な項目を列挙していくことから始められてはどうでしょうか（必要な連絡網の整備、代替サービス等の検討やその調整先など） また、サービス提供事業所が作成したBCPについて情報共有してもらっておくと緊急時対応がとりやすくなるかもしれません。 なお、現時点では、居宅介護支援事業所向けの研修等は予定しておりませんが、次回開催テーマ等の参考にさせていただきます。
9	給付グループ	訪問介護	⑥業務継続計画（感染症）;②事故報告関係、実地指導・文書点検等における指摘事項	提供時間と実際にサービスを行った時間の整合性の記入のあり方についてどのようにしたらいいのか	訪問介護の所要時間については、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とされています。計画と実績との時間に大きな差異があるならば計画を見直すことをご検討ください。

10	施設グループ	通所介護	①介護職員処遇改善加算等	職員が退職して、前年度の数値を補修する為に、人数を変更したりすると数字として合ってもややこしくなると思います。職員が退職するのは仕方がない事なので、その数字を記載した方がわかりやすいと思います。もっとわかりやすく簡素化してほしい。	処遇改善加算は、前年度の賃金水準との差分により賃金改善所要額を確認するという形にとっており、前年度の賃金の総額について「これにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の賃金総額を推定する」こととなっています。職員数に変動があった場合賃金の総額を変更しなければ加算要件を満たしているかの確認が出来なくなってしまいますので、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。
11	認定グループ	居宅介護支援	④新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い	現在、本人、家族に通常更新を促していますが、延長申請を希望する方がまだおられます。臨時的な取り扱いはいつまで可能でしょうか？	国通知では、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が、令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できるとしています。 ただし各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者については、臨時的な取扱いを適用することは差し支えないとしています。そこで本市の取扱いといたしましては、コロナの感染状況等を考慮したうえで、これまでどおり毎月ホームページにて取扱いについて周知いたしますので、ホームページにてご確認くださいようお願いいたします。
12	施設グループ	訪問看護	⑦実地指導の指摘事項について	計画書に家族からの押印の欄が設けてなかった	計画の説明、同意、交付することに係る記録等に利用者が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の押印は必須ではないため、押印欄が設けられていなくても差し支えありません。
13	施設グループ	居宅介護支援	⑥業務継続計画（感染症）	業務継続計画（感染症）の作成は、令和6年3月までに作成すればよいですか？	感染症及び自然災害のどちらについても、令和6年3月に経過措置期間が終了し、4月から義務化となります。

14	認定グループ	通所介護	④新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い	今後も臨時的な扱いが続くのか？、以前の様な対応になるのか？、わかり次第教えて頂きたいです。	国通知では、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が、令和５年３月31日までの被保険者に限り適用できるとしています。 ただし各市町村の判断により、令和５年４月１日から令和６年３月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者については、臨時的な取扱いを適用することは差し支えないとしています。そこで本市の取扱いといたしましては、コロナの感染状況等を考慮したうえで、これまでどおり毎月ホームページにて取扱いについて周知いたしますので、ホームページにてご確認くださいようお願いいたします。
15	施設グループ	通所介護	⑥業務継続計画（感染症）	感染症の業務継続計画の作成を少しずつ記入していますが、もう少し他の業務継続計画の書き方などの講習があれば開催してほしいです。	次回開催テーマ等の参考にさせていただきます。ご意見ありがとうございます。
16	給付グループ	通所介護	②事故報告関係、実地指導・文書点検等における指摘事項	６ バイタル測定の記載は事故発生時の状況の利用者の状況の欄でよいか。	事故発生時の対応としてバイタル測定を行った場合は、『5 事故発生時の対応』の欄に記載してください。